

## 出向協定書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター（以下「乙」という。）は、甲から乙への出向者（以下「丙」という。）の取り扱いについて以下のとおり協定を締結する。

### （出向の定義）

第1条 本協定でいう「出向」とは、甲乙協議の上、甲の職員である丙が甲に在籍のまま甲の命により、法人格を異にする乙の業務に一定期間従事することをいう。

2 乙は、独立行政法人国立病院機構職員就業規則及び関連規程に基づき丙を常勤職員として採用する。

### （出向契約期間）

第2条 本協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の終了3ヶ月前までに、いずれの協定当事者からも文書による改廃の申し出がない場合、本協定と同一の条件にて、更に1年間の更新を行うものとし、以後同様とする。

### （勤務）

第3条 丙は、出向期間中、乙の指揮命令に従って乙の業務に従事する。

2 丙の出向期間は、甲の勤続年数に通算する、ただし、甲及び乙が別に取り扱いを定める場合は、当該取り扱いによるものとする。

3 丙の出向期間を変更するときは、変更予定日の少なくとも1ヶ月前までに、甲乙協議の上決定し、丙に速やかに通知する。

4 丙の乙における就業時間及び休日等の勤務条件並びに服務規律に関する取扱いは、乙の就業規則等による。

5 丙の甲における年次有給休暇日数については、乙の規程に基づき残日数を承継することができる。

6 丙は、甲から乙への要請に基づき行う、甲での診療及び教育研究活動について、令和2年2月3日に締結した「滋賀医科大学地域医療教育研究拠点に関する協定書（以下「協定書」という。）に規定する教育研究活動に資すると乙が認めた場合は、週1日の範囲で当該活動を実施できる。

### （懲戒）

第4条 丙が乙において、懲戒事由に該当するときは、次項に該当する場合を除き乙の就業規則等に基づいて取り扱う。

2 丙が乙において、乙の就業規則による懲戒免職及び停職に該当するときは、甲乙協議の上、取り扱いを決定する。

### （労働条件変更等の連絡）

第5条 乙は、丙に関わる人事及び労働条件を変更しようとするときは、事前に甲に連絡しなければならない。

### （給与支給の原則）

第6条 給与の取り扱いは、乙の規程に基づき乙が丙に支給する。

(通勤手当支給の原則)

第7条 通勤手当の取り扱いは、乙の規程に基づき乙が丙に支給する。

(出張旅費等)

第8条 丙が、乙の業務の必要により出張する場合の旅費の支給は、乙の規程に基づき乙が丙に支給し、甲の業務の必要により出張する場合の旅費の支給は、甲の規程に基づき甲が丙に支給する。

2 丙の出向による赴任の費用（旅費・赴任手当・移転料等）は、乙の規程に基づき乙が丙に支給する。

(社会保険の付保)

第9条 丙の健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険は、乙において付保し、その保険料の事業主負担分は乙の負担とする。

2 丙の労災保険は乙において付保し、その保険料は乙の負担とする。

(教育研修)

第10条 丙に対する研修は、乙の命令によるものについては乙の裁量で行い、その費用は乙が負担する。甲の事業によるものについては甲の裁量で行い、その費用は甲の負担とする。ただし、丙の参加は予め乙の承認を得なければならない。

(福利厚生)

第11条 丙に対する福利厚生については、原則として乙の制度を適用し、その費用は乙が負担する。

2 丙の健康及び安全に係る管理は、乙が行う。また、丙の健康診断に係る費用についても乙が負担する。

(その他)

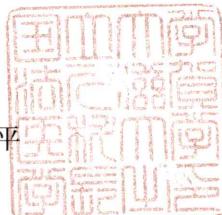
第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度、誠意をもって協議の上、取り扱いを決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 2月 3日

甲 国立大学法人滋賀医科大学長

塩田 浩平



乙 独立行政法人国立病院機構  
東近江総合医療センター院長

井上 修平

